

令和 8 年度高知県 L P ガス料金高騰対策支援事業費助成金 申請等の手引き

一般社団法人高知県 L P ガス協会

令和8年度高知県L P ガス料金高騰対策支援事業費助成金申請等の手引き

目 次

高知県L P ガス料金高騰対策支援事業費助成金申請等の手引き	1 ページ
事業全体のスケジュール（高知県補助金工程表）	8 ページ
高知県L P ガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領	9 ページ
交付要領の様式	17 ページ
手書き検針事業者用値引き説明様式	26 ページ
概算請求兼実績集計用紙 及び 記載要領（エクセル用）	28 ページ
概算請求兼実績集計用紙 及び 記載要領（手書き集計用）	29 ページ

令和８年度高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金 申請等の手引き

(一社) 高知県ＬＰガス協会
令和８年７月２８日制定

I. はじめに

この手引きは、令和８年度高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金交付要領（以下「交付要領」という。）を補完するものです。

本助成金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、国の重点支援地方交付金を財源として実施されることから、国および県からは、助成金の**適正な執行**が求められており、また、**不正行為は厳正に対処**されることとなります。

交付要領（９ページ）を十分確認いただき、本助成金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われますよう切にお願いいたします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改訂を行うこととします。また、記載した内容を予告なく変更する場合があります。協会ホームページ等により、常に最新版を確認願います。

II. 助成金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

令和８年９月分、１０月分のＬＰガス料金が対象。

ただし、検針開始日が８月中であっても販売事業者が「９月分」の料金として請求する場合は対象とします。

また、最終月の１０月分については、１０月分の検針が１１月にかかる場合も同様の考えとします。

いずれの場合でも対象期間は、２か月分であることに注意願います。

2. 値引き対象となるＬＰガス料金とは

対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。

基本料金、従量料金と別に消費設備使用料を請求する場合は、ＬＰガス料金の上昇とは関係がないため、設備使用料分は対象となりません。

質量販売では、充てん時や引き渡しは９月１日から１０月３１日までであり、かつ、期間中の料金として請求する場合があります。

3. 対象者

高知県内の家庭・業務用消費者。ＬＰガスを供給しているコミュニティーガス団地の消費者。期間中に使用が開始され、期間中に料金の受領が発生する質量販売の消費者。

ただし、工場など生産現場での高圧ガス保安法上の消費者、国及び地方公共団体※は対象外となります。

※施設設置者が国、地方公共団体であっても、公営住宅の入居者や施設の利用者が直接LPガス料金を負担する契約者であれば対象となります。

判断が難しい場合には、請求先がどなたか、支払い者がどなたかで判断願います。

また、地方公共団体が設置している団体、組合等は、協会までお問合せください。
対象となる消費者件数は、契約件数とします。

ただし、1件の契約に複数のメーターが設置されており、かつ、ガスメーターごとの基本料金をいただいている場合は、当該メーター数が上限となります。

業務用では、1件の契約で複数のメーターを設置していてもメーターごとの基本料金の設定がない例も多く、契約の相手方は大家（テナント業者）であり、ガス料金は、販売事業者が入居者ごとに検針しているが大家にまとめて請求、大家は入居者にガス料金を請求し、まとめて販売事業者を支払っている場合は、以下対応を願います。

※ガス料金は、実質的に入居者が支払っていることから、使用者への負担軽減策として、販売事業者は大家に対し、メーターごとに助成金の値引きを行って請求する。

この場合、販売事業者は入居者ごとに検針し、テナント業者はこの検針に基づき入居者に請求を行っていること。また、助成事業を活用する際には、契約者である大家が、入居者に請求する際に販売事業者の検針票（写し等）を添付するか示すことにより県の支援（助成金）で値引きされていることを明確に通知すること。これ以外は、大家の事業に伴うガス使用として1件の値引き対応を願います。

4. 値引き額

一般消費者等1契約（1世帯）につき1か月あたり880円（消費税込み）、9月分と10月分の計1,760円（同）の値引きによる支援。

※9月分、10月分のそれぞれの料金からの値引き対応を願います。

※質量販売の消費者で同じ月に2回以上の引き渡しを行った場合でも、消費者1件あたりの1か月の上限は、880円となります。体積販売と併用している場合でも併せて1件となります。

※8月中旬に送付予定の告知チラシと下旬に掲載予定の新聞広告は、9月分、10月分の値引きを行う旨の記載となります。

※最終的な値引き対象件数は、様式5の実績報告書で確定してください。

5. 販売事業者への交付額

（1）値引き原資

上記の値引きを行う原資として、協会を通じ販売事業者に対し、1件につき800円（税抜き）、2か月で1,600円を交付します。

参考 交付要領第4条第3項 次表

内 容	助 成 対 象 額
LPガス料金の値引原資に対する助成	高知県が指定する値引き額 上限880円/月×2箇月（消費税等含む）により一般消費者等のLPガス料金の9月分と10月分の値引き額を消費税率で割り戻した額 上限800円/月×2箇月分を予算の範囲内で助成する。

(2) 事務経費

販売事業者の値引きに伴う事務作業に対し、以下の事務経費を交付します。

1) 一律交付

販売事業者ごとに 20,000 円を交付します。

支店、販売所はカウントしません。液石法上の販売事業登録ごとの交付となります。

2) 消費者件数に応じた交付

値引きを行った一般消費者等の総件数（実数）×114 円を交付します。なお、2 か月のうち、解約、または、新規契約により、1 か月分の値引きとなった一般消費者等も 1 件とします。

件数が 3,000 件を超える場合は、1) と 2) の合計の 362,000 円が上限となります。ご注意願います。

参考 交付要領第 4 条第 3 項 次表

事務経費	値引きを行った販売事業者に事務経費として、以下の 1 と 2 の合計額を交付する。ただし、362,000円を上限とする。 1. 一律交付額 助成事業者に一律20,000円を交付する。 2. 消費者件数に応じた交付 助成事業者がひと月に値引きを行う一般消費者等の総件数×114円を交付する。なお、2箇月のうち、解約、又は、新規契約により、1箇月の値引きとなった一般消費者等も 1 件とする。
------	--

Ⅲ. 申請手続き

1. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書」の提出

助成金の活用により一般消費者等のLPガス料金低減を行う販売事業者は、交付要領第 5 条により、様式 1 高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金交付申請書を協会に提出願います。（様式は、本手引き 18 ページ以降を参照ください。）

(1) 提出期限 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）

(2) 提出方法 電子メールへの添付、協会への持参、郵送のいずれか

※郵送の場合は、8 月 3 1 日の消印有効です。投函、または、持参が間に合わない場合には、期限までにファックスにて送信いただき、後日、速やかに提出願います。

※9 月分の検針が 8 月から開始となる事業者は、検針までに交付申請書の提出を願います。

※申請書は、「事業者」として提出してください。

※申請書に印鑑は不要です。郵送は日数がかかりますので、できるだけ電子メールの活用をお願いします。

(3) 値引き対象となる一般消費者等の件数

申請時の件数を記載ください。件数の定義はⅡでの基本事項の 3 のとおりです。

申請時の件数は、実績報告書（様式５）で確定しますので、申請後に件数の増減が生じても結構です。**まずは、期限内に申請願います。**

ただし、事業所の吸収、合併等により大幅に増加するおそれがある場合には、計画変更申請書（様式３）の提出を願います。（「大幅」は、申請時の件数によって異なりますので、協会まで問い合わせ願います。）

（４）９月分の値引き原資の概算払請求の有無

９月分の値引き原資に対する９月分の**概算払請求の希望の有無を選択してください。**

※概算払請求をされた事業者も、様式５の実績報告書、様式７の精算払請求書を必ず提出してください。

（５）添付書類

１）申請件数の根拠として、一般消費者等の個人、企業・団体が識別できる一覧表を添付してください。

※提出される場合、一覧表の一般消費者等のうち、**個人の氏名は、できるだけ番号や記号に置き換えたり、空白にするなどして、個人情報の扱いに留意願います。**また、住所は、市町村名までで結構です。

後日の閲覧の際、照合できるよう、個人の氏名等を記載した原本は、以下２）と同様に保管願います。

※提出される場合は、紛失や盗難を避けるため、できるだけ協会まで持参願います。

※申請時に提出用の一覧表の作成が間に合わない場合には、Ⅳの実績報告書の提出時でも結構です。やむを得ず個人が特定される名簿を送付される場合には、**簡易書留またはレターパックプラス（対面で受領）**により送付願います。

電子メールに添付して送信いただく場合には、**パスワードの設定と時間を空けてパスワードを通知願います。**

２）一覧表の提出が困難な場合は、交付要領第８条の定めにより協会が行う申請時、または、完了時の閲覧に応じることを条件とします。

※提出が困難な場合とは、社内規定により個人情報の目的外利用ができない、件数が多大で紙媒体での提出が困難等、具体的に説明願います。

※提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を区分して保管してください。

Ⅳ．事業の実施と実績報告書の提出、請求手続き

１．「高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金交付決定通知書」の送付

Ⅲの交付申請書を提出された事業者には、協会から交付決定通知書（様式２）を交付申請書に記載されたメールアドレスに電子メールに添付して送信、又は、郵送します。

※受信拒否とならないよう協会からの電子メールが受信できるように設定してください。また、通知書等を受信されるまでは受信フォルダの確認をお願いします。

※電子メールで送信できない事業者には、郵送での到着には２日以上かかりますので、ファックスにより事前に送信します。これ以外は郵送のみとなります。

※値引き後の請求業務は、原則として交付決定受領後に開始してください。

9月分の検針が8月から開始となる事業者は、検針までに交付申請書の提出を願います。

2. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金実績報告書」の提出

9月分、10月分のLPガス料金の値引き件数と総額が確定しましたら、速やかに協会まで実績報告書（様式5）を提出願います。最終期限は、12月末です。

助成金の総額欄（3. 助成金の実績 総額 以下（1）と（2）の合計）には、**値引き原資と販売事業者の事務経費の合計額を記載し、（1）、（2）に内訳を記載してください。**

実績報告の件数、値引き総額の算出には、別添「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金 概算請求兼実績集計用紙」を活用いただき提出時に添付してください。集計用紙は、今回、わかりやすく改訂しています。

値引き対象となった一般消費者等の件数の根拠として、一般消費者等の個人・企業が識別できる一覧表、請求書の写し、または、請求額の一覧表を添付してください。個人情報保護への対応については、Ⅲ. 申請手続き 1.（5）※を参照ください。

集計用紙での事務経費の根拠となる消費者は、2か月の件数ではなく、9月の実績件数に10月の新規契約件数を足した件数となります。

また、一覧表等は、助成事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（令和13年度まで）保管し、以下の協会、または県、国等の閲覧に供せるよう保管してください。

※値引きを行った一般消費者等が申請時に提出された一覧表と変更がない場合、その旨を連絡いただくことで、申請時の一覧表を実績報告の添付書類とみなします。

※一覧表を提出される場合は、紛失や盗難を避けるため、できるだけ協会まで持参願います。やむを得ず個人が特定される名簿を送付される場合には、**簡易書留またはレターパックプラス（対面で受領）**により送付願います。

電子メールに添付して送信いただく場合には、**パスワードの設定**と時間を空けてパスワードを通知願います。

※一覧表の提出が困難な場合は、交付要領第8条の定めにより協会の閲覧に応じることを条件とします。

※提出が困難な場合とは、社内規定により個人情報の目的外利用ができない、件数が多いで紙媒体での提出が困難等、具体的に説明願います。

※提出できない場合には、申請時の一般消費者等の氏名、企業・団体名の一覧等資料を他の資料と区分して保管してください。

3. 「高知県LPガス料金高騰対策支援事業費助成金額確定通知書」の送付

上記2の実績報告書を提出されましたら、協会から助成金額確定通知書（様式6）を電子メールに添付して送信、または、郵送します。

4. 「高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金**精算払請求書**」の提出

上記３の助成金額決定通知書が届きましたら、金額を確認され、精算払請求書（様式７）を協会まで提出願います。

協会への請求額は、一般消費者等に値引きを行った総額（税込み）を月ごとに消費税率１０％で割り戻した額の計と事務経費の合計となります。

※１円未満は、月ごとに切り上げとなります。

※２か月分を合計後に割り戻した場合、金額によっては、月ごとに割り戻した切上げ後の合計と合わなくなりますのでご注意願います。

２の実績報告で説明の別添「高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金 **概算請求兼実績集計用紙**」のエクセル版に件数を入力いただくと税抜の交付額が表示されます。

１円未満の端数は、切り上げとしています。手書きの際は参考としてください。

5. 助成金の支払い

上記４の請求に基づき、協会から指定の口座に振り込みます。

１０月１５日までの受け付け分は、１０月３０日を目途に、１１月２日までの受け付け分は、１１月１３日を目途に振り込みます。以降、半月ごとの締め日と振込日となります。

ただし、県から協会への概算払の時期によっては、次回の振込となる場合があります。ご了承願います。

V 概算払いについて

販売事業者の一般消費者等への値引き原資の立て替え負担の軽減のため、**９月分の値引き額**について実績報告の前に概算払いの請求と支払いを受けることができます。

1. 「高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金**概算払請求書**」の提出

概算払いを希望する販売事業者は、９月分のＬＰガス料金の請求件数、値引き総額が確定しましたら、概算払請求書（様式８）と別添「高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金 **概算請求兼実績集計用紙**」を提出してください。

９月１５日までの受け付け分は、９月３０日を目途に、９月３０日までの受け付け分は、１０月１５日を目途に振り込みます。以降、半月ごとの締め日と振込日より協会から値引き原資を支払います。

2. 「高知県ＬＰガス料金高騰対策支援事業費助成金**実績報告書**」の提出

概算払いを請求された販売事業者は、１０月分の請求額が確定しましたら、速やかに９月から１０月までの値引き対象となった一般消費者等の件数と２か月分の値引き総額を集計し、**販売事業者への事務経費**を記載して協会まで実績報告書（様式５）を提出願います。最終期限は１２月末です。

※**実績報告書の記載方法、以降の手続きは、上記Ⅳの２から５を参照願います。**

VI 検針、請求、料金受領時等の記載事項について

検針票、請求書、Web明細、領収証に値引きを行っていることがわかるような記載に努めてください。

記載できない場合は、値引き後の請求額を記載し、事業のチラシや値引きを説明する様式を一緒にお渡しすることでも可とします。

右：値引き説明事例（様式集を参照）

お客様へ
高知県の支援により9月分のLPガス料金から880円（消費税込み）を上限として値引きしています。
※税抜では800円の値引きとなります。
※ご利用料金が880円未満のお客様は、請求額が値引き額となります。

以下は、検針票への記載内容の一例です。県の支援で値引きしていることが分かれば、必ずしも以下すべてを記載する必要はありません。

9月分ガス使用量 〇〇. 〇m ³	請求予定金額 (消費税込み)	10, 120円	※お知らせ 高知県の支援により、1ヵ月あたり800円+消費税額を上限として値引きしています。
いつもありがとうございます。	基本料金	2,000円	
	従量料金	8,000円	
引き落とし予定日 10月〇〇日	設備料金	0円	
〇〇町〇-〇-〇	小計	10,000円	
〇〇ガス店	消費税(10%)	1,000円	
電話〇〇〇-〇〇〇〇	合計	11,000円	
登録番号T*****	県支援値引額	△880円 または-880円(消費税込み)	

本体価格から値引きする場合は、以下を参照願います。

9月分ガス使用量 〇〇. 〇m ³	請求予定金額 (消費税込み)	10, 120円	※お知らせ 高知県の支援により、1ヵ月あたり1,700円+消費税額を上限として値引きしています。
いつもありがとうございます。	基本料金	2,000円	
引き落とし予定日 10月〇〇日	従量料金	8,000円	
〇〇町〇-〇-〇	設備料金	0円	
〇〇ガス店	県支援値引額	△800円 または-800円	
電話〇〇〇-〇〇〇〇	小計	9,200円	
登録番号T*****	消費税(10%)	920円	

システム上、割引後の額が記載できない場合は、口座引き落としや集金時に確実に値引きをお願いします。

マイナスが記載できない場合は、請求額から値引きしていることがわかるよう説明願います。原料費調整制度を採用している事業者は、調整費欄に値引きにより差し引きした額を記載することでも可とします。

以上